平成２１年（フ）第８１号
三重県伊賀市千歳1996番地の12
債務者　朝倉　正男
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第９３９号
京都府向日市鶏冠井町荒内25　永田ハイツＢ―102、住民票上の住所京都府向日市鶏冠井町荒内29番地の10
債務者　松野　実代
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３９号
京都市南区東九条西岩本町１番地１　東九条市営住宅１棟511号
債務者　小田原　操
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０９０号
京都市山科区東野竹田１番地39
債務者　永瀬　　剛
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３１号
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ａ―614
債務者　西原麻理子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
京都市上京区下長者町通浄福寺西入新御幸町39番地１　ロフティ下長者町102号
債務者　下村ソノ子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７５号
京都市北区紫竹高縄町53番地２
債務者　網島いそ枝
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８４号
京都府八幡市男山長沢16番地７
債務者　高橋　一美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
兵庫県西宮市上之町16―８、住民票上の住所兵庫県西宮市若山町２番８号国富ハイツ102号
債務者　柗本　典子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０１号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目410番地　市住２―35号
債務者　大塩　好美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２６号
鳥取県米子市車尾５丁目13番32号
債務者　小坂千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２９号
鳥取県米子市新開６丁目13番30号102号
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４４号
鳥取県西伯郡南部町天萬434番地３
債務者　新井　竜彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２０年（フ）第５８９号
愛媛県松山市西垣生町568番地１　ユートピア垣生402号
債務者　佐藤　英一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３１７号
愛媛県松山市味酒町２丁目６番地２　清陽ハイツ201号
債務者　華本加代子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５１号
愛媛県松山市古川北２丁目12番19号
債務者　樋口　義一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３５２号
愛媛県松山市古川北２丁目12番19号
債務者　樋口千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
松山地方裁判所